平成24年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率

平成25年9月







平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成 20 年 4 月に一部施行され、平成 19 年度決算から①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の 4 指標及び公営企業会計に係る⑤資金不足比率が、自治体財政の健全化指標として、監査委員の審査を受け、監査委員の意見を付した上で議会へ報告し、公表することが義務付けられました。

平成20年度決算からは、同法が全面適用され、指標のうち一つでも、早期健全化基準を超えれば自主的な改善努力による財政健全化として「財政健全化計画」を策定し、議会の議決が必要となりました。

さらに財政再生基準に達するものが一つでもあれば、国の関与による確実な再生として「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経て、総務大臣に協議し同意を求めることとなります。

従来の普通会計だけでなく、公営企業を含む全ての特別会計や一部事務組合、第三セクター等についても指標の対象となっているため、フロー指標(資金収支)とともにストック指標(資産、負債)についても健全性が強く求められ、財政運営においては、常に4指標等の健全性を維持することが優先されます。

(1) 健全化判断比率

(単位:%)

指標名	平成 24 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	_	12. 28	20.00
②連結実質赤字比率	_	17. 28	30.00
③実質公債費比率	11. 2	25. 0	35. 0
④将来負担比率	34. 0	350. 0	

(備考)

①②について、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「-」としています。

(2) 資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	平成 24 年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	_	20.0
下水道特別会計	_	20.0
地方卸売市場特別会計		20.0

(備考)

資金不足が生じていないため、「一」としています。

(3) 健全化判断比率・資金不足比率の概要(算定方法)及び分析

健全化判断比率の算定において、基本的な財政指標となる重要な数値として「標準財政規模」 が用いられます。

この「標準財政規模」とは、地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す数値で、「標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額」で求められます。言い換えれば、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさです。

なお、健全化判断比率等の対象となる会計は次のとおりです。

(単位:千円)

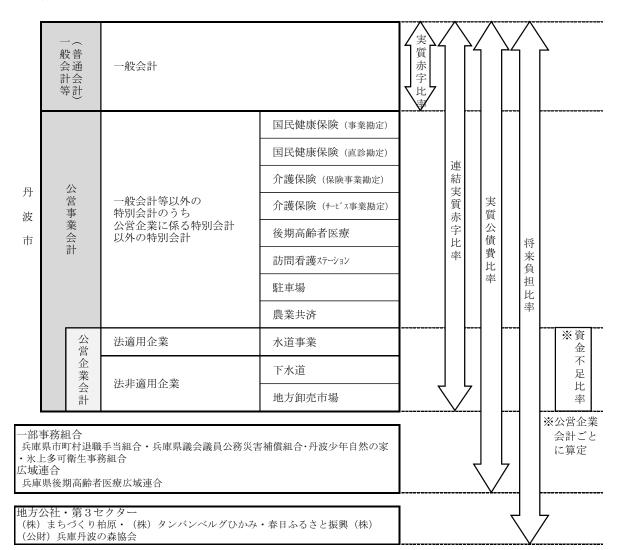
健全化判断比率算定に用いる標準財政規模

標準財政規模

標準税収入額等	普通交付税	臨時財政対策債 発行可能額
8, 841, 275	12, 068, 913	1, 501, 565
 	22, 411, 753	*

図 健全化判断比率の対象

健全化判断比率の対象



①実質赤字比率

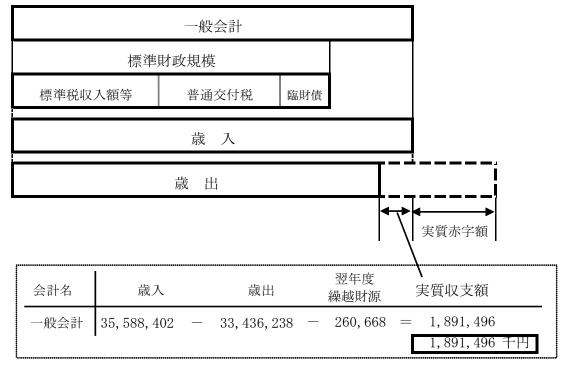
概要 (算定方法)

一般会計等(普通会計)を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。 丹波市の早期健全化基準は12.28%、財政再生基準は20.00%です。

※実質赤字額=繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)

図 実質赤字額

一般会計等 (普通会計)



分析

一般会計等(普通会計)の実質赤字比率については、実質収支額(黒字額)を計上し、当該 比率は該当しません。

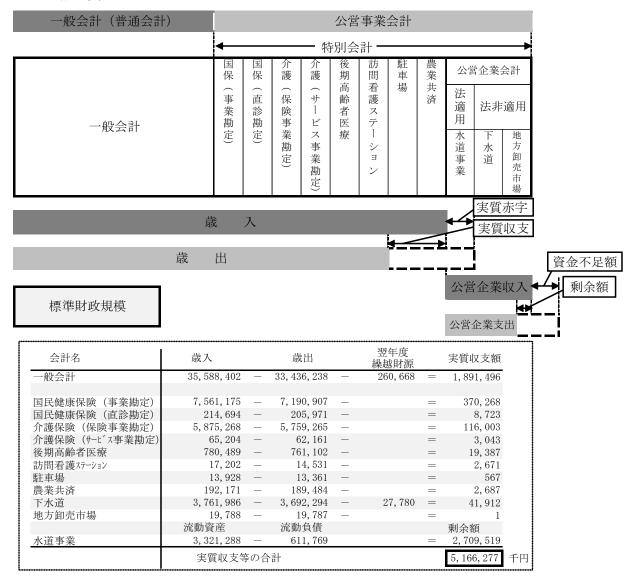
②連結実質赤字比率

概要 (算定方法)

全会計を対象とした実質赤字(または資金の不足額)の標準財政規模に対する比率です。 丹波市の早期健全化基準は17.28%、財政再生基準は30.00%です。

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

図 連結実質赤字比率



分析

一般会計と公営事業会計を含めた全会計を対象とした連結実質収支額(歳入歳出差引)の合計は、51億6,627万7千円と黒字及び剰余を計上しており、当該比率は該当しません。

③実質公債費比率--

----11.2%

概要 (算定方法)

公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税が措置されるものを除く)の標準財政規模に対する比率の過去3カ年平均値です。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されます。

早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%です。

実質公債費比率 = (A+B)- (C+D) 標準財政規模 - D

図 実質公債費比率

●分子

(単位:千円)

_	元利償還金	22年度	23年度	24年度
Α	元利償還金 (繰上償還額を除く)	4, 759, 266	4, 524, 625	4, 320, 567
		+		
	海 二 4 1 倍 × 四 人	00/1:16	00/1: 156	0.4/17:106

	準元利償還金	22年度	23年度	24年度
	繰出金のうち、公営企業債償還 にあてられたと認められるもの	2, 509, 440	2, 462, 654	2, 418, 578
В	組合等の起こした地方債に充て たと認められる負担金	0	0	0
В	債務負担行為に基づく支出のう ち公債費に準ずるもの	111, 553	104, 678	97, 557
	一時借入金の利子	0	0	0
	計	2, 620, 993	2, 567, 332	2, 516, 135

特定財源	22年度	23年度	24年度
元利償還金又は準元利償還 金に充てられる特定財源	206, 450	182, 652	193, 371

22年度 23年度 24年度 交付税措置額 元利償還金に係る 3, 056, 966 3, 200, 603 3, 307, 208 交付税措置額 準元利償還金に係る 交付税措置額 1, 816, 287 1,710,675 1,662,500 4, 873, 253 4, 911, 278 4, 969, 708

交付税措置額 22年度 23年度 24年度

●分母

標準財政規模	22年度	23年度	24年度
標準財政規模(臨時財政対策債発 行可能額を含める)	22, 774, 788	22, 653, 037	22, 411, 753

788	22, 653, 037	22, 411, 753	-		元利償還金に係る	3, 056, 966	3, 200, 603	3, 307, 208
]	D	交付税措置額 準元利償還金に係る	1, 816, 287	1, 710, 675	1, 662, 500
	٦				交付税措置額 計		4, 911, 278	
	L		L					

			(単位:	千円・%)
区 分	22年度	23年度	24年度	3 カ年平均
分 子	2, 300, 556	1, 998, 027	1, 673, 623	
分 母	17, 901, 535	17, 741, 759	17, 442, 045	
実質公債費比率	12.8	11.2	9. 5	11.2

分析

平成17年度決算から起債制限比率に替わり、主要指標となった実質公債費比率(3カ年平均)については、11.2%となり前年度の13.1%と比較して1.9ポイント減少する結果となりました。地方債協議制度において、公債費適正化計画の策定を前提とした許可団体となる18%未満であり、現時点では水準内です。

平成 24 年度の単年度数値が 9.5% と最小値となっています。その主な要因として、繰上償還により公債費を減少させたこと、下水道事業の起債償還がピークを過ぎ、繰出金のうち公営企

業債の償還に充てられたと認められる額が減少したことなど、分子側の数値の減少が挙げられます。

なお、分母となる標準財政規模を普通交付税の一本算定(約△32 億円)で試算すると 13.9% となります。合併特例債等の市債発行額は今後も増加が見込まれており、繰上償還を実施し市債残高の推移や公債費の動向を十分に管理するとともに、特別会計にかかる公債費繰出額や公債費に準ずる債務負担行為等も管理を徹底し、実質公債費比率を抑制することが必要です。



平成 19 年度の県・類団平均 (3 カ年平均) が平成 18 年度数値より減少しているのは、 平成 19 年度決算から公債費に充当できる財源として都市計画税が算入することができるようになったため。

平成17,18年度の県内市平均は確定値が公表されていないため、兵庫県記者発表の速 報値を使用。

④将来負担比率-----34.0%

概要 (算定方法)

一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。 早期健全化基準は350.0%です。

●分子 (単位:千円)

	将来負担額	
	一般会計等(普通会計)の 地方債現在高	34, 522, 591
	債務負担行為に基づく支出予定額	329, 692
	公営企業債の元金償還に充てる一 般会計等からの負担等見込額	32, 280, 873
^	組合等の地方債の元金償還に充て る負担等見込額	0
Α	退職手当負担見込額	6, 957, 528
	設立法人の負債等負担見込額	0
	連結実質赤字額	0
	組合等の連結実質赤字額にかかる 負担見込額	0
	計	74, 090, 684

		1					
	В	充当可能基金					
	D	地域振興基金、公営企業の 基金を除く	12, 900, 857				
_		+					
	С	特定財源見込額	į				
		住宅使用料、住宅貸付資金 等償還金、コミュニティプラント使用	1, 694, 836				
		+					
	D	交付税措置見込	額				
	ט	市債現在高に係る 交付税措置額	53, 556, 725				

●分母

● 刀 [4]			ı	
標準財政規模	24年度		交付税措置額	24年度
標準財政規模(臨時財政対策債発行可 能額を含める)			元利償還金に係る 交付税措置額	3, 307, 20
		Ľ	準元利償還金に係る 交付税措置額	1, 662, 50
			計	4, 969, 70
			(単位:千円・%)	
	分 子		5, 938, 266	
	分 母		17, 442, 045	
	将来負担比率		34.0	

分析

将来負担比率は、34.0%となり現時点では、財政健全化基準以内です。前年度の58.7%と比較して24.7ポイント減少しました。要因として、繰上償還の実施等により、地方債残高が前年度から約18.1億円減少した他、公営企業債等繰入見込額についても大半を占める下水道事業債残高の減少、及び算入割合の3ヶ年平均の減少により、約24.0億円減少した。よって将来負担額が約45.1億円減少することにより、分子にあたる額が前年度より大幅に減少したことが挙げられます。

⑤資金不足比率

概要(算定方法)

公営企業ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるのかを示すものです。 早期健全化基準は 20.0%です。

 資金不足比率
 =
 資金の不足額

 事業の規模

・資金の不足額:一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業ごとに 算定した額

資金の不足額 (法適用企業)

(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした市債の現在高-流動資産) -解消可能資金不足額※

資金の不足額(法非適用企業)

(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源 に充てるために起こした市債の現在高) - 解消可能資金不足額※

- ※ 解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
- ・事業の規模 : 料金収入など主たる営業活動から生じる収益に相当する額 事業の規模(法適用企業)

営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業)

営業収益に相当する収入の額一受託工事収益に相当する収入の額

(単位:千円)

区分	特別会計名	流動資産	流動負債		剰余額
法適用企業	水 道 事 業	3, 321, 288 —	611, 769	=	2, 709, 519

区分	特別会計名			歳入	歳出	翌年度繰越財源	剰余額
法非適用企業	下	水	道	3, 761, 986 —	3, 692, 294 -	- 27, 780 =	41, 912
	地方	卸売	市場	19, 788 —	19, 787 -	- =	1

分析

公営企業会計(水道事業、下水道特別会計、地方卸売市場特別会計)について、上記のとおり剰余を計上しており、当該比率は該当しません。

(参考) 将来負担比率と総合的な累積収支の分析

市の財政状況を見るために、「赤字」、「貯金」、「借金」の3つの視点から見ていきます。 「赤字」、「貯金」は、現時点における「現金余剰」または「行政サービスの提供余力」、 「総合的な累積収支」とでも呼ぶことができる視点に統合することができます。

この統合された比率を「基金額比率」という呼び名を設けて、年度末においてトータルとしてどの程度の現金を手元で持っているかということを見ることができます。この現金は、現時点での市が有している将来の行政サービスの提供のための余力と言えます。

また、歳出と歳入の差の収支は、過去のすべての歳出と歳入の差が、基金額と連結黒字(赤字)額の和ということになります。そのような意味で「総合的な累積収支」を見るための指標とも言えます。

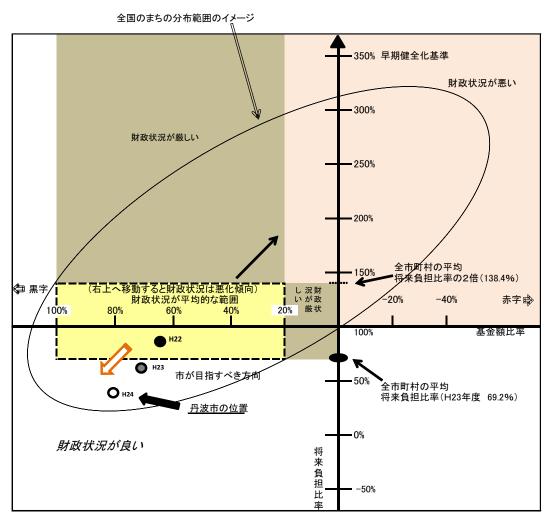
基金額比率 = 実態ベースの基金 + 連結黒字額 標準財政規模

・実態ベースの基金額:将来負担比率を算出する際に将来負担額から控除する基金額 (公営企業等の基金、合併特例債を財源とした基金は除外します。)

(単位:千円)

「赤字」、「貯金」を「基金額」という概念に統合し、あと「借金」の指標である「将来負担 比率」との関係を見ることで財政状況を見ることとしたものが図「基金額比率と将来負担比 率との関係」です。 この図では、右上に位置づけられるほど財政状況が悪く、左下に位置 づけられるほど財政状況が良いということになります。

図 基金額比率と将来負担比率との関係



※ 将来負担比率が全国平均の2倍未満、基金額比率が20%以上のエリアを「財政状況が平均的である」として位置づけた財政状況の早見表

(出典) 「誰にでもわかる自治体財政指標の読み方」今井大志 著 (ぎょうせい)